

令和8年西予市教育委員会第3回定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

令和8年3月24日（火）

西予市役所 5階 第3委員会室

II 出席者

教育長 宇都宮 明彦 委員（教育長職務代理者）酒井 史朗

委員 兵頭 美和 委員 藤森 美佳

委員 三好 敏博

III 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長 谷川 和久 教育総務課長 宮中 英希

学校教育課長 宇都宮 晋 まなび推進課長 大崎 伸一

教育総務課長補佐 山本 裕樹 教育総務課長補佐 柿原 稔広

教育総務課教育総務係長 富永 時蔵 学校教育課長補佐 清家 真二

学校教育課長補佐 薬師寺ふみ 学校教育課管理係長 名本 拓朗

まなび推進課長補佐 高木 邦宏 まなび推進課長補佐 徂田 剛

IV 議題

1 会議録の承認

(1) 令和8年西予市教育委員会第2回定例会会議録の承認について

(2) 令和8年西予市教育委員会第1回臨時会会議録の承認について

2 報告事項・主な会議・行事等の説明

(1) 令和8年3月の行事報告について

(2) 令和8年4月の行事予定について

(3) 令和8年西予市教育委員会第4回定例会の開催日程について

3 議決事項

承認第3号 専決処分第3号の承認について（令和7年度西予市一般会計補正予算（第9号））

承認第4号 専決処分第4号の承認について（令和8年度西予市一般会計当初予算）

- 議案第 5 号 西予市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 6 号 西予市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 7 号 西予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 8 号 2026 年度西予市教育基本方針の策定について
- 議案第 9 号 西予市立学校における働き方改革推進計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定について
- 議案第 10 号 西予市社会教育委員の委嘱について
- 議案第 11 号 西予市文化財保護審議会委員の委嘱について

4 報告事項

- 報告第 4 号 令和 8 年第 1 回西予市議会定例会一般質問答弁について
- 報告第 5 号 西予市立中学校拠点校部活動実施要綱の制定について（追加）
- 報告第 6 号 西予市内県立高等学校下宿費等補助金交付要綱の制定について（追加）
- 報告第 7 号 西予市内県立高等学校下宿等整備促進補助金交付要綱の制定について（追加）
- 報告第 8 号 令和 8 年 4 月 1 日付教育委員会職員の人事異動について（追加）

V 会議の概要

1 開会

- 教育長 本日、三好委員が遅れて参加される旨述べ、地教行法第 14 条第 3 項の規定により、開催及び議決要件を満たしている旨報告する。
- 教育長 午後 3 時 00 分開会を宣する。
- 教育長 傍聴人 3 名の入室について諮る。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 入室を許可する。
- 教育長 傍聴者は、西予市教育委員会傍聴規則を遵守するよう求める。

2 案件の確認等

教育長 本日は、追加の4案件を含め、承認議決案件が9件、報告案件が5件の計14案件の審議を予定している旨述べる。議案第10号、11号及び報告第8号については、人事案件であるため、人事案件以外の審議終了後に審議する旨述べる。

3 会議録の承認

教育長 令和8年西予市教育委員会第2回定例会会議録について意見を求める。

酒井委員 会議録の修正箇所を指摘する。

教育長 修正する旨答える。

兵頭委員 会議録の修正箇所を指摘する。

教育長 修正する旨答える。

藤森委員 会議録の修正箇所を指摘する。

教育長 修正する旨答える。

教育長 修正した令和8年西予市教育委員会第2回定例会会議録について諮る。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしと認め、令和8年西予市教育委員会第2回定例会会議録を承認する旨宣する。

教育長 令和8年西予市教育委員会第1回臨時会会議録について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 令和8年西予市教育委員会第1回臨時会会議録について諮る。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしと認め、令和8年西予市教育委員会第1回臨時会会議録を承認する旨宣する。

4 報告事項

(1) 令和8年3月の行事報告について

教育長 17日に中学校、24日に小学校の卒業式が行われた旨述べる。第1回定例会が19日に閉会した旨述べる。今回は行財政改革プランを反映した当初予算案の審議、2名の議員から一般質問があった旨述べる。

(2) 令和8年4月行事予定について

教育長 事務局の報告を求める。
教育総務課長 4月行事予定について報告する。
教育長 4月行事予定について意見を求める。
全委員 特になし。

(3) 令和8年西予市教育委員会第4回定例会の開催日程について

教育長 令和8年西予市教育委員会第4回定例会の開催日程について意見を求める。
全委員 特になし。
教育長 令和8年西予市教育委員会第4回定例会を4月24日(金)午後1時30分から開催する旨宣する。

ここで三好委員が出席される。

5 議決事項

承認第3号 専決処分第3号の承認について(令和7年度西予市一般会計補正予算(第9号))

教育長 事務局の説明を求める。
教育総務課長 資料に基づき令和8年度西予市一般会計補正予算第9号教育費に係る補正概要(教育総務課6件・学校教育課13件・まなび推進課3件)を説明する。
教育長 委員に意見を求める。
全委員 特になし。
教育長 承認第3号について、承認される委員の挙手を求める。
全委員 全員挙手する。
教育長 全会一致で原案のとおり承認する旨宣する。

承認第4号 専決処分第4号の承認について(令和8年度西予市一般会計当初予算)

教育長 事務局の説明を求める。
教育総務課長 資料に基づき令和8年度西予市一般会計当初予算の概要を説明する。令和8年度執行予定の主要事業について、各課から説明する旨述べる。学校再編事業について説明する。
学校教育課長 部活動地域展開推進事業、各給食センター運営事業に

ついて説明する。

まなび推進課長 高校魅力化事業、地域学校協働活動推進事業について説明する。

教育長 委員に意見を求める。

酒井委員 地域学校協働推進事業について、推進委員間の情報共有の場の取組み等について実績を問う。

まなび推進課長 推進委員間の情報共有については、推進委員3名、担当課職員及び運営委員会委員長を含むメンバーによる2か月に1回の定例会の中で、各活動の実態報告や課題を共有しながら相談を重ね、今年度は学校側のニーズや推進可能な取組を試行的に進めている。地域づくりセンターとの連携、地域人材の活用、ゲストティーチャーの招聘、中学校の職場体験の調整等を主な活動として、今後3年間で整理・充実を図っていく考えである旨説明する。

教育長 本日の卒業式において教育委員会告辞でも全員部活動廃止について触れ、6年生及びその保護者に対して改めて周知が図られたものと認識しているが、これに関連し、中学校長から示された懸案事項があればあわせて報告するよう求める。

学校教育課長 中学校長による協議では、全員部活動廃止に伴う部費（体育文化後援会費）の取扱いについて意見交換がなされ、今後は部活動に参加する生徒のみから徴収すること、特に3年生については前期分のみ徴収する。拠点校方式を利用する生徒の部費は在籍校で徴収し、拠点校へ振り込む。あわせて、拠点校に通えない場合の練習場所について協議した結果、異性の同種目部活動がある場合を除き、教職員の負担や安全管理の観点から、学校での練習は行わないことを申し合わせたとの報告があった旨述べる。

教育長 承認第4号について、承認される委員の挙手を求める。

全委員 全員挙手する。

教育長 全会一致で原案のとおり承認する旨宣する。

いて

教育長 事務局の説明を求める。

教育総務課長 本改正は、法改正により電子署名が可能となったことを受け、教育委員会規則の公布における教育長の署名を電子署名で代替できるようにするものである。あわせて、規則等の公布・公表方法について、市の公告式条例に準じ、掲示場所を本庁に集約し、市ホームページへの掲載を可能とするため、本規則を改正するものである旨説明する。

教育長 議案第5号について、意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 議案第5号について、賛成の委員の挙手を求める。

全委員 全員挙手する。

教育長 全会一致で原案のとおり可決する旨宣する。

議案第6号 西予市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について

教育長 事務局の説明を求める。

教育総務課長 本改正は、法改正により義務付けられた教職員の働き方改革に関する計画の策定等について、その取組及び所管を学校教育課の所掌事務として明確化するとともに、まなび推進課の所掌事務における施設名称の不整合を是正するため、本規則を改正するものである旨説明する。

教育長 議案第6号について、意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 議案第6号について、賛成の委員の挙手を求める。

全委員 全員挙手する。

教育長 全会一致で原案のとおり可決する旨宣する。

議案第7号 西予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について

教育長 事務局の説明を求める。

まなび推進課長 本改正は、城川歴史民俗資料館及び城川郷土文化保存伝習施設に関する事務を、令和8年度から文化財の専門的知見を踏まえ教育委員会の事務として所管すること

とするとともに、図書館分館事業に関する文言を図書交流館事業に改めるものである旨説明する。

教育長 議案第7号について、意見を求める。
全委員 特になし。
教育長 議案第7号について、賛成の委員の挙手を求める。
全委員 全員挙手する。
教育長 全会一致で原案のとおり可決する旨宣する。

議案第8号 2026年度西予市教育基本方針の策定について

教育長 事務局の説明を求める。
教育総務課長補佐 本議案は、西予市教育大綱及び教育振興基本計画に基づき、前回定例会での協議内容を反映して修正した2026年度西予市教育基本方針について、決定を求めるものである旨説明する。
教育長 議案第8号について、意見を求める。
酒井委員 社会教育について記載している59頁の「まなびによる地域住民の活躍の場の創出」中、「まなび」とひらがな表記した部分が他の「学び」と記載した部分と相違する点を指摘する。
教育総務課長補佐 52頁に記載のある教育方針中、社会教育について記載している5番と同様に漢字表記に改める旨述べる。
藤森委員 59頁の(4)人権・同和教育の推進中、「障害者差別解消法」の害が他の記載と違って漢字表記になっている点について問う。
教育総務課長補佐 法律の名称が漢字表記のためである旨述べる。
教育長 修正した議案第8号について、賛成の委員の挙手を求める。
全委員 全員挙手する。
教育長 全会一致で修正した原案のとおり可決する旨宣する。

議案第9号 西予市立学校における働き方改革推進計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定について

教育長 事務局の説明を求める。
学校教育課長 本議案は、給特法改正により義務化された働き方改革推進計画及び業務量管理・健康確保措置について、令和

8年4月から施行するため策定するものである。

計画では、教職員の心身の健康とウェルビーイングの確保、子どもと向き合う時間の確保を目的に、業務の適正化・効率化及び健康・福祉の確保に関する取組を定めている。

今後は、各種会議体等での評価・検討を行うとともに、状況の公表や情報発信を通じて、保護者・地域の理解と協力を得ながら計画を推進していくものである旨説明する。

教育長 前回協議での意見、第2回検討委員会での要望等を踏まえ、見直した内容について補足説明を求める。

学校教育課管理係長 67頁(1)時間外在校等時間に関する目標について、特別の事情がある場合の補足説明を追記、68頁(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標におけるストレスチェックの時期と指標の補足説明、69頁の過剰な苦情への対応について、教育委員会の関わり方を追記したほか、70頁、日課の見直しでは、頻度について、追記、電話機の自動応答及び録音に機能という文言を追記修正した旨説明する。

教育長 ストレスチェックについて、校長先生や養護の先生からはどのような意見があったかを問う。

学校教育課長 養護教諭から、ストレスチェック指標における「70」という数値について、その良否の判断が難しいとの意見があり、理解を補足するため説明を今回追記している。

ストレスチェックの結果については、養護教諭が個々の教員の高低を把握できないため、本人からの相談や、日常的に行われている管理職と教職員との面談や情報共有を通じて、管理職と養護教諭が普段の様子を基に、ストレスが高いと考えられる教員を想定し、声掛けや相談につなげる取組を進めていくなど、こうした働きかけを継続しなければ、ストレス指標の改善は難しいのではないかと意見があった旨述べる。

教育長 個々の教員のストレスの結果を把握することはできないものの、計画71頁に記載しているとおり、ストレスチェックにおける学校単位での集団分析結果等を各校長・

養護教諭へ提供し、職場環境の改善を推進するという進め方で間違いないかを問う。

学校教育課長

そのように指導していく旨述べる。

教育長

各委員に意見を求める。

兵頭委員

今後、ホームページ等を通じ、計画が公開されることになるが、趣旨に記載のある「ウェルビーイング」の意味をみなさんが正しく理解しているか気になった旨述べる。

学校教育課長

本推進計画については、市ホームページに掲載し公表するとともに、本教育委員会で承認を得た後、各学校へ配布する予定である。あわせて、各校長が策定する学校経営方針において、本計画の内容を踏まえ、それぞれの学校の実情に応じた重点的な取組を位置付けるよう、教育委員会から指示する考えである。また、計画そのものを直接保護者へ配布するものではないが、学校経営方針の説明の中で、働き方改革に関する取組内容について保護者にも伝える考えである旨述べる。

三好委員

本推進計画は評価できる内容である一方、計画を策定しただけで直ちに状況が改善するものではないことから、その後のフォローアップの進め方や、運用の中で生じた課題について継続的に報告を受け、必要に応じて改善を図っていくことが重要である旨述べる。

藤森委員

教職員が子どもたちの教育に真摯に取り組みたいという強い思いを持っていることを踏まえ、本推進計画が教育に向き合う時間の確保に進むこと、また、三好委員の意見と同様に、計画の実施後のフォローアップと改善を継続し、各学校任せにするのではなく、教育委員として協力できればいいと感じた旨述べる。

酒井委員

本計画案において、「教育職員」「教職員」「職員」「教師」といった用語が混在して使用されており、対象範囲が分かりにくい旨述べる。計画の趣旨では教育職員を対象とする旨が示されている一方、本文中では教職員という表現が用いられている箇所や、「特定の職員」との記載も見受けられ、対象が教育職員なのか職員全体なのか判断しにくい旨述べる。このため、計画全体を通して用語

の使い分けや定義を整理し、内容が明確に伝わるよう再度見直す必要があると思う旨述べる。

教育長 記載については、項目ごとに使い分けをしていると聞いているが、事務局の説明を求める。

学校教育課管理係長 ストレスチェックについては全教職員を対象に実施しており、結果を教職員と教育職員に区別することができないため、本計画では「教職員」と表記している。また、69頁における「教職員間」との記載については、授業準備や成績処理に限らず、事務職員や校務員を含めた業務資料の共有や校務 DX 推進、業務支援スタッフの配置など、教育職員以外も含めた取組を想定していることから、教育職員に限定しない意味で用いている旨述べる。

70頁の「特定の職員」との記載については、教育職員とするのが適当であるため追記修正する旨述べる。

教育長 修正した議案第9号について、賛成の委員の挙手を求める。

全委員 全員挙手する。

教育長 全会一致で修正した原案のとおり可決する旨宣する。

6 報告事項

報告第4号 令和8年第1回西予市議会定例会一般質問答弁について

教育長 教育部長の報告を求める。

教育部長 令和8年西予市議会第1回定例会における一般質問のうち、教育委員会に係る質問内容及びそれに対する答弁の要旨を報告する。

教育長 順番を入れ替え先に報告第6号から審議する旨述べる。

報告第6号 西予市内県立高等学校下宿費等補助金交付要綱の制定について

報告第7号 西予市内県立高校下宿等整備促進補助金交付要綱の制定について

教育長 事務局の報告を求める。

まなび推進課長 報告第6号と7号については関連があるため、一括し報告する旨述べる。事業の必要性、高校魅力化事業の全体像や各校の魅力化の方向性なども含め、担当が報告す

る旨述べる。

まなび推進課長補佐

県立学校振興計画に基づき、今後の学校再編に向けた後期計画の検討が進められる中、市としては集中支援期間と位置付け、市内高校の魅力化や進学率向上に向けた取組を進めていくため、遠距離通学者への支援拡充や市内県立高校へ通学する生徒への家賃補助、市内高校へ通学する生徒向けの下宿・寮を運営する事業者への補助制度を新設し推進する旨報告する。

報告第5号 西予市立中学校拠点校部活動実施要綱の制定について

教育長

事務局の報告を求める。

学校教育課長

拠点校方式による部活動は、在籍校に希望する部活動がない場合に、拠点校の部活動へ個人で参加できる制度で、原則市内を東西2ブロックに分けて運用するが、市内に1校のみの部活動等についてはブロックを越えた参加を認めることとしている。制度の概要やメリット・デメリットについては、新入生説明会や動画により児童生徒及び保護者へ説明を行っており、今後は説明用リーフレットを作成・配布する予定である。参加手続きは、申込書等を在籍校から拠点校・教育委員会へ提出する流れとし、事務負担軽減のため書類のやり取りはPDFデータで行うこととしている。令和7年度のアンケート結果では、令和8年度に拠点校方式の利用を希望する生徒は計3名であり、明浜中1名及び野村中2名が、拠点校方式を希望している旨報告する。

7 議決事項（人事案件）

教育長

議案第10号 西予市社会教育委員の委嘱について、議案第11号 西予市文化財保護審議会委員の委嘱について、報告第8号 令和8年4月1日付教育委員会職員の人事異動については、人事案件となる。西予市教育委員会会議規則第10条に基づき、非公開とすることについて、出席委員に諮る。

全委員

全員挙手する。

教育長

非公開とする旨述べる。

議案第 10 号 西予市社会教育委員の委嘱について

教育長 事務局の説明を求める。

まなび推進課長 資料に基づき、説明する。

【非公開】

教育長 原案のとおり可決する旨宣する。

議案第 11 号 西予市文化財保護審議会委員の委嘱について

教育長 事務局の説明を求める。

まなび推進課長 資料に基づき、説明する。

【非公開】

教育長 原案のとおり可決する旨宣する。

8 報告事項（人事案件）

報告第 8 号 令和 8 年 4 月 1 日付教育委員会職員の人事異動について

教育長 事務局の報告を求める。

教育総務課長 資料に基づき報告する。

9 閉会

教育長 午後 4 時 48 分閉会を宣する。